

令和元年 6月18日

経済戦略局企画総務部総務課課長代理・担当係長、市職経済局支部書記長との予備交渉及び事務折衝

(局)

これより予備交渉を始める。まず、交渉事項について説明する。

G20大阪サミット開催等期間におけるサミット担当及び局内応援職員の勤務時間の割振り変更について協議願いたい。

(支部)

本件については、引き続き事務折衝の場において協議を行うことを求める。

(局)

では、引き続き事務折衝を始める。

今月28日・29日に日本初開催となるG20大阪サミットが住之江区のインテックス大阪で開催される。

本サミットの開催は、「世界に貢献する大阪・関西」「安全・安心なまち大阪・関西」を世界に発信する絶好の機会となる一方で、日本がこれまでに経験したことのない大規模国際会議となるため、本市としても、警戒・警備への協力など、安全・安心で円滑な会議環境を確保するための取組みが求められるところであり、併せて、地元自治体としてサミット開催に伴う各種行事へ対応する必要がある。

開催週となる6月24日以降は市民等からの問合せ等が集中すると見込まれるため、協議会事務局で住民対応を担当する事業調整部において、また、警戒期間にあたる6月26日から30日までの期間については同協議会総体として24時間の対応体制を構築する必要があるため、サミット担当に加えて局内外の応援職員を当該業務に従事させることを予定しているが、従事職員の健康管理とワークライフバランスの実現及び円滑な業務運営、効果的・効率的な業務執行体制の観点から、勤務時間の割振りを変更することにより対応することとしたい。

具体的には、昼間帯（8時半～21時）と夜間帯（20時半～翌9時）の2交代制の勤務シフトを組み、それぞれの勤怠は以下のとおりで考えている。

①平日

(ア) 当 8時30分～当 21時（6月26日（水）・27日（木）・28日（金））

所定勤務時間 当 9時～当 17時30分 ※割振変更なし

休憩時間 当 12時15分～当 13時

超過勤務 当 8時30分～当 9時、当 17時30分～当 21時（いずれかで休憩 15分間）

(イ) 当 20時30分～翌 9時（6月26日（水）・27日（木））

所定勤務時間 翌 0時～翌 8時30分（※）

休憩時間（想定） 翌 3時15分～翌 4時

超過勤務 当 20 時 30 分～当 24 時、翌 8 時 30 分～翌 9 時 (いずれかで休憩 15 分間)

②休日

(ア) 当 8 時 30 分～当 21 時 (6 月 29 日 (土)・30 日 (日))

所定勤務時間 (休日勤務) 当 9 時～当 17 時 30 分 ※全日振替

休憩時間 当 12 時 15 分～当 13 時

超過勤務 当 8 時 30 分～当 9 時、当 17 時 30 分～当 21 時 (いずれかで休憩 15 分間)

(イ) 当 20 時 30 分～翌 9 時 (6 月 28 日 (金)・29 日 (土))

所定勤務時間 (休日勤務) 翌 0 時～翌 8 時 30 分 ※全日振替

休憩時間 (想定) 翌 3 時 15 分～翌 4 時

超過勤務 当 20 時 30 分～当 24 時、翌 8 時 30 分～翌 9 時 (いずれかで休憩 15 分間)

このうち、① (イ) の (※) について、翌9時～翌17時30分の勤務 (通常勤務) の割振りを変更することで対応したいと考えてる。なお、職員の健康管理の観点から、当日の9時～17時半の通常勤務については、年休等を取得しやすい環境をつくることとする。

(支部)

サミット期間中の勤務時間の割振り変更についての申入れを受けたところであるが、局内では24時間体制を前提とした業務従事依頼が既に行われていると聞き及んでいる。割振り変更は勤務労働条件の変更であり、組合員の健康管理の観点からどのような割振り変更とすべきかについての交渉が本日となったのは遅きに失していると言わざるを得ない。本件、冒頭指摘しておく。

(局)

国、府等調整先が多く、限られた期間で体制を決定しなければならない状況ではあったものの、交渉が後手になった点についてはお詫び申しあげる。

しかしながら、前述のとおり来週には体制を構築する必要があり、従事いただく職員に対し当日の勤怠等について早急に説明を行いたいと考えており、引き続き協議をお願いしたい。

(支部)

G20サミットの重要性や規模に鑑み、先ほど説明のあった24時間体制の必要性については理解する。また、夜間帯勤務にかかる割振り変更は、組合員の健康管理の観点から行うものであることから基本的には了承するものであるが、勤務場所が遠隔地である場合は、当日の通常勤務終了後、夜間勤務開始までがほぼ移動に費やされることとなるため、翌日の勤務ではなく、当日の勤務から割振るべきでないか。

(局)

ご指摘を踏まえ、遠隔地で業務にあたる職員の割振りについては再考させていただく。

(支部)

加えて、前後の通常勤務に年休を取得できるような環境を整えること、また、突発事態が生じた際などはすぐに連絡等が行えるよう、連絡体制を確立しておくこと。

(局)

ご指摘の点については、勤務時間の割振り変更を実施するにあたり、適切に運用するよう管理監督者と連携して取り組んでいく。

(支部)

指摘した点について、適切に運用されることを求めたうえで、勤務時間の割振り変更については了解する。